

熊本県福祉総合相談所 育休等代替臨時職員（一般事務）の募集について

熊本県福祉総合相談所育休等代替臨時職員（一般事務）を募集します。

1 採用予定人数、業務内容及び勤務場所

予定人数	業務内容	勤務場所
1人	児童施設・初動課の業務のうち、 ・施設入所措置又は里親等委託措置中の児童の援助に関すること。 ・夜間・休日の緊急対応に関すること。 ※正職員と同様の業務に従事します。 ※いずれも複数の職員で対応します。	熊本県福祉総合 相談所

2 任期 令和8年1月5日（月）から令和9年3月31日（水）まで

※正職員の育児休業取得に伴う任用であること、また、採用決定後の手続きの進捗状況により、任用開始が前後する場合があります。

※正職員の育児休業からの復帰時期によっては、当初の任用終期より早く退職となる、あるいは、雇用延長になることがあります。

3 受験資格

児童福祉司任用資格の基礎となる学科の履修や資格（※）を有している、または児童福祉施設等での相談援助業務の経験があること、かつ、パソコンの基本操作技術（Word、Excel 等）及び普通自動車運転免許を有すること。

（※）・社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師

・助産師、保健師、看護師、保育士、教員

・社会福祉主事、児童指導員

・大学で心理学、教育学、社会学を専修し卒業

・指定講習会の課程を修了

ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

・日本国籍を有しない者

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 勤務条件

(1) 勤務時間：8時30分～17時15分

(2) 勤務地：熊本県福祉総合相談所（熊本市東区長嶺南2丁目3番3号）

(3) 育休任期付職員の選考の対象

職員が一定期間以上の育児休業をとるとき、必要に応じ、育休請求期間を任用の限度

として、任期を定めた職員(育休代替等任期付職員)として採用する場合があります。

(4) 給与月額:194,500円(高校卒業程度)以上

※学歴、職歴に応じて加算措置があります。

※諸手当(通勤手当、住居手当、期末勤勉手当等。勤務が6月を超えた場合は退職手当)

(5) 社会保険等:地方公務員等共済組合法の定めるところによる。

5 試験の日程等

(1) 日時 :令和7年11月5日(水) 9:00集合

(2) 場所 :熊本県福祉総合相談所(熊本市東区長嶺南2丁目3-3)
2階判定会議室

(3) 試験の方法:小論文試験(筆記試験)及び面接試験(個別面接による口述試験)

(4) 持参するもの:筆記用具(鉛筆、消しゴム等)。時計は、計時機能だけのものに限りません。

(5) 合格発表 :令和7年11月7日(金)

合格発表は、同日に電話で可否の連絡を行います。

6 応募の方法等

(1) 応募書類

履歴書、職務経歴書、ハローワークで交付される紹介状を郵送又は持参してください。

(2) 受付期間

令和7年10月31日(金)まで(必着)

・持参の場合:午前8時30分から午後5時15分まで(土、日、祝日を除く)

・封筒の表に「育休等代替臨時職員(一般事務)申込」と朱書きしてください。

※応募者多数の場合は、応募期間内でも募集を締め切ります。

連絡先(申込先)

〒861-8039 熊本市東区長嶺南2丁目3-3

熊本県福祉総合相談所(中央児童相談所)

電話番号 096-381-4451 担当:西山・成瀬

7 採用方法等

合格の有効期限は合格発表の日から令和9年3月31日までとし、合格者が複数いた場合は、成績上位者から採用します。

8 試験結果の情報提供について

この試験の結果については、以下のとおり情報の提供を求めることができます。

受験者本人が、本人であることを証明する書類(運転免許証、保険証等)を持参の上、提供可能期間中の午前8時30分から午後5時15分までの間に直接提供場所へお越しください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は受付をすることが出来ません。

なお、電話、メール、郵便等による提供の求めに対しては提供できません。

試験職種	提供を求めることができる人	提供する内容	提供可能期間	提供場所

一般事務	受験者本人	総合順位及び総合得点	合格発表の日から1か月間	熊本県福祉総合相談所
------	-------	------------	--------------	------------